

指定管理者評価シート(2次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働課 福祉部 地域福祉課
評価対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制		<input type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制
指定管理者	名 称	多田東コミュニティ協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容		<p>※ 指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事。 その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p>
指定期間		令和2年4月1日～令和7年3月31日

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	
1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】	
(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	
【評価のポイント】	
① 事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。	
② 施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。	
【所見】	
・隣接する商業施設と連携して施設運営されており、地域の企業と良好な協力関係を築いていることは評価できる。	
・予約のオンラインの導入については、時間を気にせず予約できるのは魅力であり、特に若い人などの新しい利用者にもつながっていくことが期待できる。	
【改善項目】	
新しく予約システムが導入されたため、より丁寧に利用者への説明を行っていただきたい。	
(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	
【評価のポイント】	
① 施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。	
【所見】	
登録グループや多田東コミュニティ協議会関係の定期利用以外に、子育て世代の母親や、地域外の住民など多様な利用者に有効に活用されている。	
【改善項目】	
・特になし。	
(3) 利用者の満足度	
【評価のポイント】	
① 利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。	
② 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。	
③ 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。	
④ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。	
【所見】	
窓口で利用者へ声掛けしながら要望を聞き取り、常に誠実に適切な対応に努められている。	
【改善項目】	
施設設備に対する要望に対し市と協議の上対応を検討されたい。	

評価項目及び評価のポイント

2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

(1) 経費の節減

【評価のポイント】

- ① 施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。
- ② 管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。

【所見】

日頃より経費節減に努め、限られた予算の中で優先順位をつけ効率的な施設管理運営を行っている。

【改善項目】

特になし。

評価項目及び評価のポイント

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】

(1) 管理運営の実施状況

【評価のポイント】

- ① 施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。
- ② 業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。
- ③ 施設の維持管理が適切に行われたか。
- ④ 指定管理者の提案による新たな取り組みは実施されたか。

【所見】

施設の老朽化に伴い、優先順位を考え修繕対応が行われている。

【改善項目】

施設修繕については、より施設を安心し安全に使用していただくためにも、市と協議の上対応を検討されたい。

(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など

【評価のポイント】

- ① 施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供等が十分になされたか。
- ② 施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ④ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
- ⑤ 事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。

【所見】

- ・施設を安全に利用できるよう、スリッパから土足利用への変更やスロープの設置など以前から利用者に配慮した取り組みを行っている。
- ・使用申請書の控えや登録グループの名簿などは、適切に保管・処分されている。

【改善項目】

- ・夜間や休日の利用について、緊急時の対応がとれるよう検討されたい。
- ・個人情報の取扱い等については、定期的に確認を行うなど、引き続き適切な取扱いに努められたい。

総 合 評 価

【所見】

地域の施設利用者が認知症対策をしてくださったりと地域の力やつながりを活かした施設運営がなされている。

【改善項目】

引き続き、より多くの利用者に居心地のよい施設になるよう、会館運営をお願いしたい。